

共同購入検討委員会規程

(設置)

第1条 日本赤十字社臨床工学技士会に、共同購入検討委員会(以下、委員会という)を設置する。

(目的)

第2条 医療機器・診療材料の共同購入検討することにより、スケールメリットによる購入費の健全化と削減を目的とする。また、費用面と同等に安全性の比較を行い、費用と安全性から病院経営に寄与することを目的とする。

2. 医療機器・診療材料の共同購入の検討は、全国の赤十字病院で、共同購入に参加を希望する病院を対象とする。

3. 本社と連携し、全国赤十字病院のスケールメリットを活かした共同購入を行うことにより医療機器や診療材料の購入費用の削減を図り、病院経営に寄与する。

(構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて関係する日本赤十字社臨床工学技士会会員の出席を求めることができる。

- (1) 共同購入検討委員長 1名
- (2) 共同購入検討委員 若干名

2 この委員会の委員長は、常任理事とする。

(審議事項)

第4条 この委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療機器・診療材料の採用審査
- (2) 医療機器・診療材料の安全性の審査
- (3) 医療機器・診療材料の標準化及び同種同効品の絞込み
- (4) そのほか、医療機器・診療材料等ならびに委員会運営にかかる事項

(開催)

第5条 委員会は、原則として電子的方法による委員会の開催とする。また、委員長が必要と認めた場合には臨時に開催することができる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者及び外部の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(決裁)

第6条 この委員会での審議決定事項を取りまとめ、日本赤十字社臨床工学技士会会長に速やかに提出し、理事会もしくは常任理事会で決裁を得る。

1. 共同購入検討する該当機器・診療材料の価格・性能・安全性を検討した書

類を必ず保管し、開示の必要が或場合は即日、要求に答える。

(専門部会)

第7条 この委員会の審議経過の中で、特に専門・具体的に協議を行う必要を認めた場合、専門部会を設置することができる。

第8条 この委員会の事務局は、委員長に置く。

附則

1. 本規程は、平成 24 年 4 月 1 日 第一版
平成 28 年 11 月 15 日 改訂
2. この規程の改廃は役員会の議決によるものとする。